

『産業用ロボット特別教育（教示＋検査）』（学科のみ）

労働安全衛生法第59条の定めるところにより、労働安全衛生規則第36条に該当する産業用ロボット取扱い業務は、特別教育規程に基づいた『産業用ロボット特別教育』を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。

当協会は、事業者には代わって標記教育の内、学科に係る教育を実施するものです。

実技に関する教育は各事業者（企業）にて実施していただきますので、本講習は事業者（企業）からの申込みのみの受付けとし、**個人での受講申込みはできませんのでご了承願います。**

実技教育は事業所で、法で定める教育を実施願います。（安全衛生特別教育規定 第19条）

法令根拠：安全衛生法第59条 安衛則第36条第31号・32号

1. 日時・場所（定員：各回30名）

回	日 程	時 間
第1回	2024年10月10日～11日（木・金）	9:00～ 受付 1日目：9:20～16:30 2日目：9:00～17:15
第2回	2025年 3月27日～28日（木・金）	
会 場	若松市民会館（若松区本町3-13-1）	

（注）受講希望者が少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承願います。

2. 受講料・テキスト代

（単位：円）

区 分	受講料	テキスト代	合 計
福岡県下労働基準協会会員	19,800	1,980	21,780
一 般	22,000		23,980

3. カリキュラム

日程	科 目	範 囲	時間
1日目	産業用ロボットに関する知識	産業用ロボットの種類、制御方法、駆動方法、各部の構造及び機能並びに取扱いの方法、制御部品の種類及び特性	4.0時間
	教示等の作業に関する知識	教示等の作業の方法・危険性、関連する機械等との連動の方法	4.0時間
2日目	関係法令（RA含む）	法、令及び安衛則中の関係条例	1.0時間
	検査等の作業に関する知識	検査等の作業の方法・危険性、関連する機械等との連動の方法	4.0時間
合 計			13.0時間

4. 申込み方法：

- ① 受講申し込み前に、講習会の空き状況を八幡労働基準協会まで確認した後、所定の受講申込書を郵送にて八幡労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しはできません。
- ③ 受講票は振込み（ご入金）確認後、受講日の1週間前を目処にFAXで送付します。
※申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

5. 連絡先・振込先等

八幡労働基準協会

〒805-0058 北九州市八幡東区前田 1520-16 ミドリ安全北九州(株) 2階

TEL：093-661-5288 FAX：093-661-5299

受講料振込先：福岡ひびき信用金庫 黒崎支店 普通：1265090 八幡労働基準協会
（振込手数料は貴社でご負担願います）

（注）本講習会は、八幡／若松労働基準協会の共催ですが、講習の修了証は「若松」労働基準協会名となります。

産業用ロボットに係る実技特別教育について

学科の特別教育が修了した方に対する実技の特別教育は、産業用ロボットの種類が多種多様であり、画一的な教材で実施することは実情にそぐわないと思われるため、それぞれの事業場で実施して頂くことにしています。
実施については下記によりお願いいたします。

記

1. 教育の科目・時間等は次の通り。

使用するテキストは、中災防発行「産業用ロボットの安全必携」（特別教育用テキスト）をおすすめします。

① 教示等の業務に係る教育

産業用ロボットの操作の方法 1 時間

- ・画面操作
- ・ジョグ動作

産業用ロボットの教示等の作業の方法 2 時間

- ・プログラム名称登録
- ・プログラム作成
- ・軌跡確認
- ・自動運転

② 検査等の業務に係る教育

産業用ロボットの検査等の作業の方法 3 時間

- ・データバックアップ
- ・基板交換
- ・原点位置合わせ

2. 講師の適任者が社内におられない場合には、メーカーなどに依頼する等の方法により実施して下さい。

教育実施に際しては、講師・受講者の安全に留意して下さい。

3. 実技教育が終了した場合には、安全衛生特別教育規程に基づき教育実施記録に証明印（所属長印）を押印し保存しておいて下さい。

特別教育は各都道府県の労働基準協会連合会やロボットメーカーが定期的を開催していますが、実技教育は事業所で使用中のロボットメーカーでの受講をお勧めします。

なぜなら、プログラミングの仕様や言語に違いがあるからです。

折角受講したのに、全く使えなくては意味がありませんので、使用メーカーが決まっている場合は、メーカーで受講するようにしましょう。

産業用ロボット取扱い 特別教育実施記録		安全衛生 管理者	所属長	安 全 責任者
日 時	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()			
事業所名				
種 別	産業用ロボット取扱い特別教育 実技教育 6 時間以上			
対 象 者				
担 当 者 (講 師)	氏 名 資 格			
教育内容	実技教育 ① 教示等の業務に係る教育 産業用ロボットの操作の方法 1 時間 ・画面操作 ・ジョグ動作 年 月 日 時 分～ 時 分 産業用ロボットの教示等の作業の方法 2 時間 ・プログラム名称登録 ・プログラム作成 ・軌跡確認 ・自動運転 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 ② 検査等の業務に係る教育 産業用ロボットの検査等の作業の方法 3 時間 ・データバックアップ ・基板交換 ・原点位置合わせ 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分 年 月 日 時 分～ 時 分			
備 考				